

#### IV 教員組織

##### 1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
神学部	神学科	8	0	1	0	0	0	0	0	9	0	0	
神学部 計		8	0	1	0	0	0	0	0	9	0	0	
文学部	英文学科	9	0	4	0	0	0	0	0	13	0	0	
	外国語学科	16	0	5	0	1	0	0	0	22	0	0	
文学部 計		25	0	9	0	1	0	0	0	35	0	0	
商学部	商学科	9	0	4	0	0	0	0	0	13	0	0	
	経営学科	7	0	3	0	2	0	0	0	12	0	0	
商学部 計		16	0	7	0	2	0	0	0	25	0	0	
経済学部	経済学科	9	0	6	0	1	0	0	0	16	0	0	
	国際経済学科	8	0	3	0	0	0	0	0	11	0	0	
経済学部 計		17	0	9	0	1	0	0	0	27	0	0	
法学部	法律学科	10	0	9	0	0	0	0	0	19	0	0	
	国際関係法学科	7	0	3	0	0	0	0	0	10	0	0	
法学部 計		17	0	12	0	0	0	0	0	29	0	0	
人間科学部	児童教育学科	18	0	3	0	0	0	0	0	21	0	0	
	社会福祉学科	11	0	5	0	0	0	0	0	16	0	0	
人間科学部 計		29	0	8	0	0	0	0	0	37	0	0	
国際文化学部	国際文化学科	19	0	5	0	1	0	0	0	25	0	0	
国際文化学部 計		19	0	5	0	1	0	0	0	25	0	0	

#### IV 教員組織

##### 1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			助手
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
法学研究科	法律学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営学研究科	経営学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
文学研究科	英文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	フランス文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
文学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済学研究科	経済学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神学研究科	神学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人間科学研究科	人間科学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人間科学研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際文化研究科	国際文化専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際文化研究科 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務研究科(専門職)	法曹養成専攻	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	
法務研究科 計		10	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	
言語教育センター		0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	
合 計		141	0	51	0	5	0	2	2	199	2	0	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。

2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記すること。

## IV 教員組織

### 1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等	専任教員数					備考
	教授	准教授	講師	助教	計	
	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	特任等 (内数)	

- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること(次ページ記入例参照)。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(教育研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。